

建築確認申請等の手続きと申請に必要な書類

岡谷市の審査対象となる建築物

法第 6 条第 1 項第四号に掲げる建築物のもの	・ 特殊建築物（別表第 1(イ)欄）で、延べ面積 100 m²以下 ・ 木造建築物で階数 2 以下かつ延べ面積 500 m²以下 ・ 木造以外の建築物で階数 1 かつ延べ面積 200 m²以下
令第 138 条第 1 項第一号、第三号に掲げる工作物	・ 高さ 6m ～ 10m の煙突 ・ 高さ 4m ～ 10m の広告塔、装飾塔、記念塔など ・ 高さ 2m ～ 3m の擁壁

- ・ 岡谷市は法 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村（建築審査会を置かない限定特定行政庁）のため、上記に掲げる建築物以外の申請については長野県（諏訪地方事務所若しくは本庁）での確認審査となります。
- 敷地内の建築物が四号物件以外の場合については、工作物の確認申請はすべて県の確認審査となります。

確認申請に必要な書類

書 類 名	必要部数	備 考
1. 確認申請書（正本・副本 ）	2 部	諏訪地方事務所審査（県確認）の場合は正本・副本・市控えの計 3 部を提出してください。
2. 建築計画概要書	1 部	
3. 工事届	1 部	
4. 消防同意書（消防通知書 ）	1 部	確認の特例（法 6 条の 3）建築士が設計したもの 有 3 号：準防火地域以外の住宅 → 消防通知書 有 4 号：上 記 以 外 の 住 宅 → 消防同意書
5. 建築確認申請に伴う調査票	1 部	申請に係る内容、その他関係法令の申請の有無などチェックの上、提出してください
6. 公図	1 部	
7. 他法令許可書	1 部	関係規定の許可が必要なものについては、事前に許可を取得してください
8. その他必要となる書類		
□ 法 4 2 条 2 項道路に接する場合		
道路後退部分の写真	1 部	道路後退部分の現況写真数枚を、A4 一枚程度に収めたもの
意思表示届	1 部	道路後退用地の市への譲渡の意思について
確約書	2 部	道路後退部分の提供意思がない場合必要
□ 自己所有地以外へ建築する場合		
土地承諾書	1 部	自己所有地以外に建築を行う場合必要
□ 工場用途の部分を有する建築物の場合		
工場調書	2 部	確認申請書正本・副本に添付
□ 既存不適格建築物に増築する場合		
既存不適格調書	2 部	確認申請書正本・副本に添付

- ・ 計画変更確認申請の場合は、1.2.4

法 4 3 条ただし書き許可申請

書 類 名	必要部数	備 考
法 4 3 条ただし書き許可申請書	4 部	正本・副本・消防・市控え